

標 題 : 新型コロナウイルス感染症対応にかかる防疫等作業手当の特例支給の取
り扱いに関する対応について(その1)
発信番号 : 自治労情報2023第0019号
発信日付 : 2023年2月21日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

日頃のご健闘に敬意を表します。

さて、政府は2023年5月8日より、「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」で定められた新型コロナウイルス感染症の位置づけを、現在の「2類」相当から「5類」に移行する方針を発表しています。

現在、新型コロナウイルス感染症対応として、多くの自治体等職場では防疫等作業手当が特例支給されていますが、この分類移行に伴い、防疫等作業手当の特例支給を取り止めるとする当局提案がみられます。

しかし、今なお新型コロナウイルス感染症が終息していない状況下において、現場レベルにおいては懸命な患者対応が継続していることや、「5類」への移行後も、必要な対応は残ることが予想されており、拙速な手当の見直しは時期尚早と考えられます。

「5類」への移行に伴う防疫等作業手当の特例支給に関して、公務員連絡会が人事院に質したところ、「現時点においては見直しの検討段階にはないものの、5月8日以降は防疫等作業手当に限らず、新型コロナウイルス感染症対応全般について同時に見直しが必要と考えている。見直しにあたっては、人事院規則の改正を含めて、新型コロナウイルス感染症に伴って実施した各種施策をすべて元に戻すことでよいのかの問題意識を持っている。いずれにしても、見直しにあたっては職員団体にも事前に説明し、意見をいただく予定」と回答しています。

したがって、防疫等作業手当の特例支給をはじめ新型コロナウイルス感染症対応全般に関する5月8日以降の対応については、公務員連絡会を通じて協議、確認を求めていくこととなります。それまでの間、各単組におかれましては、当局からの手当見直し提案に対して、拙速な判断のすることのないよう、交渉・協議をよろしくお願いいたします。